

広島県告示第九百八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十三年十月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県山県郡安芸太田町加計地内		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
温井（七四一八） （七四一八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	温井四五四八 （七四一八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
温井（七四一八） （八一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	温井（七四一八） （八一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
温井（七四一八） （八一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	温井（七四一八） （八一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
温井（七四一八） （八一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	温井（七四一八） （八一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
後温井川（八五六隣二）	土石流	次の図のとおり			
後温井川（八五六隣一）	土石流	次の図のとおり			
後温井川（八五六）	土石流	次の図のとおり			

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局砂防課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所に備え置いて縦覧に供する。